様式第２号(第９条関係)

会　　議　　録

会議名称	令和８年度第２回大空町地域包括支援センター運営協議会	
開催日時	令和８年１０月１９日（月）	１７時３０分から １８時１０分まで
開催場所	大空町役場１階１号会議室	
出席者の氏名	出席委員 河崎琢哉　佐々木徳幸　丹羽啓次郎 津坂　修　佐々木　環　北野　清 竹内幸次　田中美智子　渡邊　國夫 川井義一　森賀　祐司　福田　由佳 事務局 福祉課　宮田　栄　里見亜弥　日根しのぶ 竹田裕哉 住民福祉課　藤岡　玲	
傍聴者の数	０人	
会議資料の名称	令和８年度第２回大空町地域包括支援センター運営協議会議案	

審議内容及び結果	（宮田課長） 定刻となりましたので、令和８年度第２回大空町地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。まず、北野会長からご挨拶をいただきたいと思います。 （北野会長） 本日の提案議案は１件ですが、第１０期大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本的な考え方を決める重要な会議となりますので、皆様からのご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 （宮田課長） 本日の協議会には、委員全１４名のうち、１２名の方にご出席をいただいており、協議会条例第５条第２項に規定する過半数の出席要件を満たしていることをご報告申し上げます。 この後の進行につきましては、北野会長にお願いいたします。 （北野会長） それでは、議案第１号「第１０期大空町介護保険事業計画等の基本的な考え方について」を議題とします。事務局から説明願います。 （竹田主事） 事務局の竹田と申します。着座にてご説明させていただきます。 第９期の大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間が今年度末までとなっていることから、前回、７月に開催した会議において第１０期計画の策定スケジュール等についてご説明をさせていただきました。 本日の会議では、第１０期計画の策定に向けて、町として

	の基本的な考え方を整理させていただき、本日皆様から頂戴したご意見をもとに次回の会議で計画の素案をお示しさせていただきたいと考えております。 それでは、議案第１号の資料についてご説明いたします。「１．はじめに」ですが、現在、町で第１０期計画の作成作業を進めておりまして、計画の作成にあたり、国の基本的な考え方である「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」いわゆる「国基本指針」が示されており、別冊で資料１として皆様にお配りしております。 計画策定年度に、毎回国から指針が示され、市町村はこの基本指針の内容を踏まえて計画に反映させていくことになります。国の指針は相当なボリュームがありますので、本日は概要版をお配りさせていただきました。主なポイントについて、議案第１号の資料にて抜粋しながらご説明させていただきます。 「１介護サービス基盤の計画的な整備」「介護保険事業計画の策定」の１つ目の点「中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みを適切に捉えて、２０４０年度を見据えた中長期的な推計を実施してください」とあります。これまでの計画においても将来を見据えた給付費の見込みを立ててきましたが、より先を見据えて推計してくださいということが盛り込まれたところです。 「地域の実情に応じたサービス提供体制の構築」として、「地域を中山間・人口減少地域、大都市部、一般市の類型に分けて考え、中山間・人口減少地域においては、新たな類型を含む特例介護サービスの活用について議論してください」となっております。この件につきましては、令和８年度の社会福祉法改正により、過疎化や人手不足が進む中山間地域などで介護体制を維持するため、過疎地域向けの特例介護サービスの新たな類型として「特定地域サービス」が創設されており、この制度の活用について検討してくださいということ

	が国指針に盛り込まれています。 「②地域包括ケアシステムの深化」の２つ目の点、先日の議会で一般質問がありましたが、「頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、地域全体で協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進してください」とあります。身寄りのない方については、相談窓口の明確化や亡くなられた後の死後事務の対応が課題となっており、大空町においても死後事務の対応を行ったケースが数件あり、今後の対応について検討していく必要があると考えております。 また、後ほどご説明しますが、令和６年に認知症基本法が施行されており、これに伴う対応が必要となります。 資料２ページに移ります。「③介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上」として、主体は都道府県となっておりますが、介護人材確保に関するプラットフォームの構築、生産性向上を図るための協議会の設置を進めてくださいということと、協同化や大規模化の推進による経営基盤の強化を推進してください、ということが、今回国から示された第１０期計画策定にあたっての基本指針に盛り込まれました。これらの考え方をベースに、大空町が抱えている課題との関係をみながら、今後３年間の目標を盛り込んでいきたいと考えております。 次に、アンケート調査の結果をかいつまんで報告をさせていただきます。別冊でお配りしている資料２と資料３をご覧ください。 まず、資料２　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査についてです。今年１月１日時点で６５歳以上の方で、介護認定を受けていない方と、介護認定が要支援の方１，０００名を対象に実施し、６９．４％にあたる６９４票の回答をいただきました。 ２６ページの問５（２）地域住民の有志によって健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域

	づくりを進めるとしたら、その活動に参加者として参加したいか、という問いに対し、約半数の４９．７％の方が是非参加したい・参加してもよいと回答しています。 　また、次のページ　問５（３）では、その活動に企画・運営（お世話役）として参加したいか、という問いには、３１．７％の方が是非参加したい・参加してもよいと回答しており、第９期計画でも記載している大空町の課題ですが、仕組みづくりができれば地域住民同士での支え合い・見守り活動に繋ぐことができる可能性を秘めていることが分かります。 　次に資料３　在宅介護実態調査についてです。こちらの調査は、要介護１～５の認定を受けていて、在宅で生活されている１００名を対象に実施し、６６％にあたる６６票の回答をいただきました。 　２ページから３ページにかけて、調査結果のまとめを記載しております。まず、２ページの下段「①介護保険サービスの利用状況」では、要介護１～５の認定を受けている方のうち、５７．６％の方が何らかの介護保険サービスを利用しており、世帯別では単身の世帯のほうが夫婦世帯など他の世帯構成に比べて利用率が高いことが分かりました。 　３ページの上段「②保険外サービスの利用と今後のニーズ」ですが、全体の６６．７％の方は介護保険外のサービスを利用していないと回答していますが、こちらも単身の世帯は夫婦世帯などと比較して介護保険外サービスの「配食サービス」や「移送サービス」の利用率が高くなっています。また、今後の生活に必要な支援は？との問いに対しては「移送サービス」「配食」「見守り・声掛け」などが多く求められていて、単身世帯はこれらに加えて「掃除・洗濯」や「買い物」などの生活援助全般へのニーズが高いことが分かりました。 　「４．家族介護の実態と仕事との両立状況」の「①主な介護者の属性」では「子」がメインですが、「夫婦のみ世帯」では「配偶者」による「８０歳以上」の老老介護が最多とな

	っています。 「②家族介護への依存度と将来の不安」では、３行目の後半「家族・親族」が担っている介護として「食事の準備」「外出の付き添い」「掃除・買い物等」「金銭管理・諸手続き」などの支援が多いことと、今後の介護の継続には「日中の排泄」と「認知症状への対応」への不安が上位になりました。 以上、簡単ではありますがアンケート調査結果のご報告とさせていただきます。 議案第１号の資料に戻っていただきまして、２ページ中段の「４．大空町の基本的な考え方」です。国の基本指針などを踏まえたうえで、大空町が抱える課題に対し今後３年間でどのような対応をしていくのか、現時点での町の基本的な考え方をご説明させていただきます。 「１基本目標を見直し、重点的に取り組む事項を明確に」です。これまで取り組んできた介護予防などの保健活動を継続していきながら、現在大空町が直面している「介護人材の不足」や「将来の担い手不足」に対応するため、第９期計画の基本目標を見直し、町の姿勢を明確にしたいと考えています。 点線の四角で囲んでいるのが、第９期計画の基本目標です。３つの基本目標のうち、基本目標３「安全・安心な暮らしを支える仕組みづくり」を、第１０期計画では「持続可能な介護サービスの提供体制確保に向けて」に変更し、介護人材の不足や将来の担い手不足などにフォーカスした内容としました。 計画全体の記載内容は次回の会議でお示ししますが、基本目標３の主な記載内容を２ページ下段に記載しました。 ○介護を担う人材の不足や将来の担い手減少が喫緊の課題となっており、介護人材の確保に向けて、医療・介護人材確保補助金を継続していくとともに、介護専門学校との連携等による人材確保や、子供たちが介護を仕事としてイメージできる機会の創出に取り組むこと

	○外国人労働者を中心に住宅の確保が課題となっていることから、住宅確保策の検討を行うこと ○サービス提供事業者の効率的な運営に向けた具体的な調整の支援を行うこと 　などを記載したいと考えています。 　資料３ページ「②認知症基本法の施行に伴う対応」ですが、先ほどご説明したとおり、令和６年に認知症基本法が施行され、国の「認知症基本計画」に基づいて市町村は「認知症施策推進計画」の策定が努力義務とされました。大空町は当該計画を未策定ですので、今回の第１０期計画に合わせて認知症施策推進計画の内容を盛り込み、赤の点線で囲ったとおり、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の３つの計画を合わせた計画として策定します。認知症施策推進計画の内容についても、現在作成中でして、次回の会議において素案をお示しさせていただきます。 　ここまでが、記述内容についてのご説明となります。第１０期計画期間中の介護保険料基準額の推計を５番に記載しました。 　第９期では基準額を５，０００円としていたところ、現時点での推計値ではありますが、５，４８３円に増額する必要があるとの推計となっております。 　推計の方法は、今後の人口の推移、サービスを利用する介護認定を受けている方の人数、給付費の見込みなどによって算出された基準額をベースとして、特定のサービスや特定の年度に給付費などの実績が伸びる、または減少するなどの個別の事情を反映させることが可能です。 　今回お示しした基準額については、個別の事情を反映させた数値ではなく、人口の推移などによって算出されたナマの数字となりますので、個別の事情を反映させた場合若干の増減はあり得ますが、４００円から５００円の増額が必要となっている現状について、本日の会議でご理解をいただければと考え資料に推計値を掲載させていただきました。

	参考資料として、3ページ中段に人口推計を掲載しております。全国的な傾向と同様に、大空町においても少子高齢化が進んでおり、全体の人口は減少傾向にありますが、表の下の米印に記載のとおり、令和１７年には団塊の世代が８５歳以上となり、国民の３人に１人が６５歳以上を迎えます。大空町においても、黄色で網掛けしているとおり、７５歳以上人口のピークが令和１７年に到来することと、米印の２つ目に記載のとおり、令和２２年には団塊ジュニア世代が６５歳以上となり、日本の高齢者人口がピークを迎え、１５歳～６４歳の生産年齢人口が急激に減ることで、現役世代の負担が重くなることが全国の傾向となっており、大空町でも生産年齢人口の割合が令和２２年に急激に減少することが、人口推計の表から読み取ることができます。 ４ページに掲載の参考資料「要支援・要介護認定者数の推計」の表と、その下の表「サービス別給付費の推計」の表では、それぞれの表の一番下の肌色で網掛けした部分をご覧いただくと、介護認定の認定者数、給付費ともに、先ほどの人口推計で触れたとおり、令和２２年（２０４０年）にピークを迎えることになり、今後より一層厳しい介護保険事業の運営が必要となることが分かります。 介護保険料の上昇を抑制するために活用できる介護保険準備金の基金残高については、令和８年５月末時点で６千５百万円ほどの残高がありますが、資料には載せていませんが、仮に５，４８３円の基準額を現在の５，０００円を維持するために基金を投入する場合、必要な額は４千４百５十万円という試算になっています。これほど多額の基金を投入することは持続可能な介護保険運営を行うためには現実的ではなく、今回の第１０期計画では一定の値上げが必要ではないか、また、今後２０４０年を目途により一層厳しい介護保険運営が待っていると考えると、数年後に一気に基準額を増額するのではなく、激変緩和の観点からも、計画の期ごとに段階的に増額していくことが望ましいと考えております。

	③に近隣市町の動向を掲載しております。近隣の自治体に第１０期において基準額の推計をどのようにしているのか担当レベルで確認したところ、詳細な計算はこれからだが、現時点では据え置く予定と確認しています。 大空町は現在５，０００円ですので、現在は管内で比較しても基準額が低い状況ではありますが、仮に試算どおり５，４００円から５，５００円に設定した場合、管内の近隣市町の平均値付近の設定となる見込みとなっております。 最後に、今後のスケジュールについてです。 今回の会議では計画の基本的な考え方と介護保険料基準額が上昇する見込みであるという概要的な説明のみさせていただきましたが、皆様からご意見を頂戴し、ご意見を反映させたうえで、次回１１月に第３回目の会議を開催し、計画素案について協議いただきたいと考えております。 第３回目の会議で素案を確定させ、１２月から１月にかけて町民意見の公募を行うパブリックコメントを実施し、計画内容に修正が必要になった場合は１月に第４回目の会議を、特段修正の必要がなければ会議は開催せず、３月の定例議会に上程し、計画を策定するといった流れで考えております。 以上、ご説明が長くなりましたが、議案第１号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 （北野会長） ただいまの議事について、質疑等ございますでしょうか。 （佐々木委員） 議案の２ページにて、この計画は３年間の計画ということで、先ほどご説明がありました。その中で、第９期の基本目標や主な事業内容を抜粋して説明をしていただきました。先ほど３年間と言ったのは何故かというと、短期間の計画なのに、この文章ではどうかなということが少し気になったので

	確認させてください。まず１点目です。主な記載内容案の２番目、外国人労働者の関係のなかの、住宅確保を検討します、となっています。実際、当法人では介護人材が不足していて、外国人材を活用しなければならないという方向に舵を切っています。実際、介護の職員は８名、ミャンマーとインドネシアから採用しています。実際、女満別の住宅事情は厳しく、アパートについては外国人であれば住めないという条件のところが多く、住宅の確保に苦慮しております。これを検討するというかたちで進められると、何も行われずに終わってしまうということも心配しているので、住宅確保に向けて取り組みますというような、一歩踏み込んだ表現にできないかという意見です。③番目のサービス提供事業者の効率的な運営に向けた具体的な調整、という表現が、曖昧過ぎて何を言おうとしているのかが分からないです。逆に、運営に向けた支援をしますということで一歩踏み込んでもらえれば、この支援も含めて介護保険料を上げなければいけないですよということにもなろうかと思います。このあたりの表現を検討していただければと思います。最後に、点線で囲っている第９期計画のなかの、持続可能な介護サービスの提供体制確保に向けてという表現ですが、その前の目標２つが～づくりとなっているので、提供体制づくりに修正してはどうかなと、これは事務局の考えではありますが、参考にしていただければと思います。事務的な話で申し訳ないのですが、表現としてはこちらのほうがいいかなと思いますし、この表現のほうが、より町としても介護サービスのほうに深く関わってくれるんだなということにも繋がるかなと思います。以上、私から３点ほどご意見させていただきます。 （北野会長） 　ただいま、ドリーム苑の施設長さんから、要望といいますか、一歩踏み込んだかたちの表現にしてはどうかというご意見がありましたが、事務局のほうではいかがでしょうか。

	（宮田課長） この度の方針の中身としましては、今までの３年間で策定してきた計画に対して、事務局としては踏み込んだつもりでおりましたけれども、実情として、それに対応していくという考えでもってすれば、佐々木委員のおっしゃる通り、いただいたご意見を踏まえて見直していかなければならないと思います。本日の会議では抜粋で載せておりますけれども、これが形になった状況でいくと、文言の見直しというのも必要になるかと思います。２つ目の丸の外国人労働者の住宅の部分については、住宅の確保に取り組むということと、サービス提供事業者の具体的な調整を、効率的な運営に向けた支援という表現にできるように、検討してまいります。それと、基本目標の表現についても、まだ手探りな状況ではありますけれども、上の２つの目標と合わせて解釈がきちんと読み込めるような表現にしなければならないと思っております。ご意見をいただいたとおり、提供体制づくりという文言についても、合わせて検討させていただきたいと考えております。ありがとうございます。 （森賀委員） 私からも、同じところになりますが、１番目の丸のところ、介護人材の確保について、これからの計画ということでありますが、これはどこの町でも苦労しているところかと思いますけれども、ぜひとも一歩踏み込んで、人材確保に向けていい計画にしていただければなと、お願いと言いますか、ご意見として発言させていただきます。 （北野会長） いま言われたように、専門学校との連携についてはすごく大事な時期かなと、今まで以上に大事な時期になっているかと思いますので、そのあたりのご対応、よろしくお願いいたします。

	（宮田課長） わかりました。 （竹内委員） ３ページの介護保険料基準額の推計について、４００円から５００円の値上げが必要ということでしたが、説明の中で段階的にということでしたが、3年間は固定という認識でいました。段階的にという意味について教えていただけますか。 （竹田主事） ３年間は固定の保険料になります。本日の議案には載せておりませんでしたが、第１１期、いま策定しようとしている次の期の推計というものも試算上出ておりまして、試算では６，０００円を超える試算となっておりますことから、仮に今回は据え置くという決断をしたとして、第１１期の際に１，０００円以上値上げするのかということになりますと、かなり町民の方々の負担も急激に重くなってしまうということで、計画の期ごとに段階的な見直し、値上げが必要ではないかというご説明をさせていただきました。 （渡邊委員） 資料１で国の基本指針を拝見しておりまして、1ページの中段、2.地域包括ケアシステムの深化というところですが、上の丸２つ、総合事業の多様なサービス・活動の充実の推進と、切れ目のない高齢者支援が提供される地域づくりの推進、これについては、市町村計画でいうところの、高齢者保健福祉計画のほうに現在も計画されていて、これの見直しを今回行うという理解でよろしいでしょうか。 （宮田課長） 丸の１つ目については、介護保険事業計画の内容の総合事

	業ということで、介護保険給付とは別の、総合支援事業であったり、地域包括支援センターの内容もこの中にはいっておりますが、そういった分けの部分でいきますと、丸の１つ目は介護保険事業計画、丸の２つ目については渡邊副会長のおっしゃる通り高齢者保健福祉計画のなかに含まれております。 （北野会長） 他にございませんか。皆様から様々な意見等いただきましたが、これらを総括して次回の計画素案に盛り込んでいきたいと思います。それでは、議案第１号については承認いただくということで進めさせていただいてもよろしいでしょうか。 －　委員一同　承認　－ （北野会長） それでは第１号議案については承認いただきましたので、本日の議題は全て終了となります。皆様大変お疲れ様でした。今後ともよろしくお願いいたします。 （１８時１０分　終了）